

## みやぎの農業・農村地域活力支援事業交付金実施要領

### (趣旨)

第1 みやぎの農業・農村地域活力支援事業交付金（以下「本交付金」という。）の実施に当たっての運用及び取扱いについては、この要領に定めるところによる。

### (目的)

第2 中山間地域等において、その地域の創意と主体性に基づいた地域の特性や優位性を活かした取組を支援するため、本交付金を交付する。

### (事業の内容)

第3 本交付金の事業タイプ、事業実施計画の内容、事業実施主体、取組主体、採択要件については別表のとおりとし、その他、各事業タイプの運用に必要な事項については農業・農村地域活力支援事業（ソフト支援）「以下「ソフト支援」という。）は別記1、農業・農村地域活力支援事業（ハード支援）（以下「ハード支援」という。）のうち、中山間地域活力支援は別記2、新農業人活躍支援は別記3、雇用創出環境整備支援は別記4、その他運用に必要な事項については、別に定める。

### (事業の申請等)

第4 本交付金に基づく事業実施計画認定を希望する事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）は、事業タイプにより、次のとおり申請するものとする。

#### (1) ソフト支援

イ 事業実施主体は、別紙様式1により事業計画を策定し、地方振興事務所長又は地域事務所長を経由して知事に提出するものとする。

ロ 知事は、イにより提出された事業計画が適当であると認めるときは、当該計画を認定し、取組主体に通知するものとする。

#### (2) ハード支援

イ 取組主体は、別紙様式2により、事業計画を策定し、市町村長へ提出するものとする。

ロ 市町村長は、イにより提出された事業計画が適当であると認めるときは、当該計画を認定し、取組主体に通知するものとする。

ハ 市町村長は、ロにより認定した事業計画を、別紙様式3により地方振興事務所長又は地域事務所長を経由して知事に提出するものとする。

2 前項の規定による申請の提出期限は、知事が別に定めるものとする。

### (交付金の交付)

第5 第4の規定により認定を受けた事業実施主体（以下「認定事業実施主体」という。）は、別に定めるところにより、本交付金を申請できるものとする。

2 知事は、前項の申請があった場合は、本交付金の予算の範囲内において、知事が別に定めるところにより、認定事業実施主体に対し、第4で認定を受けた事業計画（以下「認

定事業計画」という。)に必要となる経費の一部を交付するものとする。

- 3 知事は、認定事業計画に虚偽の記載があった場合又は認定事業計画に従って事業が行われていないと認める時は、その認定を取り消すことができる。

(事業実施状況の報告)

第6 事業実施主体は、事業計画の実施状況を、事業タイプにより、次のとおり報告するものとする。

(1) ソフト支援

事業実施主体は、事業完了後、別紙様式4により事業実施状況報告書を地方振興事務所長又は地域事務所長を経由して知事に提出するものとする。

(2) ハード支援

イ 取組主体は、事業完了後、別紙様式4により事業実施状況報告書を市町村長へ提出するものとする。

ロ 市町村長は、イにより提出された事業実施状況報告書について、事業計画の記載内容に照らし、その内容を確認するものとする。

ハ 市町村長は、ロにより確認した事業実施状況報告書を、別紙様式5により地方振興事務所長又は地域事務所長を経由して知事へ報告するものとする。

- 2 前項の規定による報告の提出期限は、知事が別に定めるものとする。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、本交付金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和2年7月3日から施行し、令和2年度予算に係る交付金に適用する。
- 2 みやぎの農業・農村地域活力支援事業交付金実施要綱（平成28年11月25日付農振第550号宮城県農林水産部長通知）は廃止する。
- 3 この要領は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該交付金にも適用するものとする。

(別記1)

農業・農村地域活力支援事業（ソフト支援）

第1 事業実施主体

市町村とする。

第2 取組主体

地域農業・農村の活性化の観点で市町村が当該地域の担い手と認める者(認定農業者, 認定新規就農者, 集落営農, 人・農地プランに位置づけられた地域の中心となる経営体, 農地中間管理機構から農地の借り受け等をする農業者, 任意組織, 農業法人等)

第3 対象地域

次の1から6までの中山間地域等又は7により知事が認める地域とする。

- 1 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域
- 2 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村
- 3 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第2項の規定に基づき公示された過疎地域(同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)
- 4 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域
- 5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯
- 6 「農林統計に用いる地域区分の制定について」(平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知)における中間農業地域又は山間農業地域の基準に該当する地域
- 7 農地の勾配,人口減少率等の状況が1から6までのいずれかの中山間地域等に準じ,かつ,本事業による取組により著しい効果が見込まれるとして知事が認める地域

第4 対象経費, 交付率及び交付額の上限

市町村が行うソフト事業で次のいずれかの事業に要する経費について補助する。

- 1 地域活性化コーディネート支援  
事業に要する費用の定額を補助し,その上限額は500千円とする。
- 2 地域活性化に関する民間等との連携活動支援  
事業に要する費用の定額を補助し,その上限額は500千円とする。

第5 実施計画書に記載する事項

- 1 実施地域及び地区名
- 2 実施地域及び地区名の事業該当根拠（法律名及び該当する条項）
- 3 実施地域及び地区の概要
- 4 取組内容その取組により地域農業・農村の活性化に関して見込まれる効果
- 5 総事業費及び補助金額

(別記2)

## 中山間地域活力支援（ハード支援）

### 第1 事業実施主体

市町村とする。

### 第2 取組主体

地域農業・農村の活性化の観点で市町村が当該地域の担い手と認める者(認定農業者, 認定新規就農者, 集落営農, 人・農地プランに位置づけられた地域の中心となる経営体, 農地中間管理機構から農地の借り受け等をする農業者, 任意組織, 農業法人等)

### 第3 対象地域

次の1から6までの中山間地域等又は7により知事が認める地域とする。

- 1 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域
- 2 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村
- 3 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第2項の規定に基づき公示された過疎地域(同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)
- 4 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域
- 5 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯
- 6 「農林統計に用いる地域区分の制定について」(平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知)における中間農業地域又は山間農業地域の基準に該当する地域
- 7 農地の勾配, 人口減少率等の状況が1から6までのいずれかの中山間地域等に準じ, かつ, 本事業による取組により著しい効果が見込まれるとして知事が認める地域

### 第4 対象経費, 交付率及び交付額の上限

中山間地域において, 取組主体が共同利用する農業施設・機械の導入, 地域資源活用による付加価値向上及び販売拡大の取組に必要なハード整備に対し, 事業実施主体が補助事業を実施する場合に要する経費について, 1/3まで補助し, その上限額は3,000千円とする。

なお, 市町村が県と同率以上の補助を行うことを条件とする。

第5 実施計画書に記載する事項

- 1 取組主体の概要
- 2 事業の目的等（実施地域及び地区名の事業該当根拠，現状及び課題，地域農業・農村の活性化の観点での取組主体の位置付け，事業の目的）
- 3 施設・機械等の整備計画
- 4 施設等を整備する根拠

(別記3)

## 新農業人活躍支援

### 第1 事業実施主体

市町村とする。

### 第2 取組主体

地域農業・農村の活性化の観点で市町村が当該地域の担い手と認める者(認定農業者, 認定新規就農者, 集落営農, 人・農地プランに位置づけられた地域の中心となる経営体, 農地中間管理機構から農地の借り受け等をする農業者, 任意組織, 農業法人等)

### 第3 対象経費, 交付率及び交付額の上限

雇用就農者等が, 農業法人において一定期間従事し, 栽培技術や営農管理等の営農スキルを習得した後独立して営農開始する場合, または, 新規就農者や地域おこし協力隊員等が, 認定新規就農計画の認定を受け, 地域農業の担い手として新たに営農を開始する場合に必要な施設, 機械の整備に対し, 1/3まで補助し, その上限額は3,000千円とする。

なお, 市町村が県と同率以上の補助を行うことを条件とする。

### 第4 実施計画書に記載する事項

- 1 取組主体の概要
- 2 事業の目的等(現状及び課題, 事業の目的)
- 3 事業計画(経営品目, 事業計画)
- 4 施設・機械等の整備計画
- 5 施設等を整備する根拠等

(別記4)

## 雇用創出環境整備支援

### 第1 事業実施主体

市町村とする。

### 第2 取組主体

地域農業・農村の活性化の観点で市町村が当該地域の担い手と認める農業法人（農事組合法人，株式会社，合同会社，合資会社，合名会社，有限会社）

### 第3 対象経費，交付率及び交付額の上限

障害者，外国人技能実習生等の多様な人材が農業法人で就労するための環境整備等に必要な施設・機械等の整備に対し，1／3まで補助し，その上限額は1，000千円とする。

なお，市町村が県と同率以上の補助を行うことを条件とする。

### 第4 実施計画書に記載する事項

- 1 取組主体の概要
- 2 事業の目的等（現状及び課題，事業の目的）
- 3 障害者や外国人等の就労計画（受け入れ体制の課題と対応策，就労計画）
- 4 施設・機械等の整備計画
- 5 施設等を整備する根拠等



事業名	事業タイプ	事業実施計画の内容	事業実施主体	取組主体	採択要件	
みやぎの農業・農村地域活力支援事業	共通事項	中山間等における農業・農村の活性化を図るため、地域の特性や優位性を活かした取組を促進し、農業・農村の活力向上を図る	市町村	-	地域の活性化に寄与する取組に係る事業実施計画を策定し、ソフト支援は知事の、ハード支援は市町村長の認定を受けること。	
	ソフト支援	事業実施主体が、地域政策として、地域農業・農村の活性化に關して見込まれる効果等を定めた事業計画について記載するもの。		市町村	別記1に定める対象地域における取組であること。	
	ハード支援					
	中山間地域活力支援	取組主体が、産業政策として実施する、中山間地域の活性化を図るための取組に必要な施設、機械等の整備計画について記載するもの			別記2に定める対象地域における取組であること。 市町村が県と同率以上の負担・補助を行うこと。	
	新農業人活躍支援	地域農業の新たな担い手を確保するため、農業法人から独立した農業者や地域おこし協力隊員等が新たに営農するため必要な施設、機械等の整備計画について記載するもの			市町村が県と同率以上の負担・補助を行うこと。 次のいずれかを満たすこと。 ・原則として、直近3年以内まで、農業法人で1年以上雇用、もしくは、地域おこし協力隊員等として従事し、栽培技術や経営管理等の営農スキルを習得し、独立して営農を開始すること。 ・青年等就業計画の認定を受けていること。	
	雇用創出環境整備支援	地域農業の新たな担い手を確保するため、障害者や外国人等が農業法人で就労するために必要な施設、機械等の整備計画について記載するもの			市町村が県と同率以上の負担・補助を行うこと。 次のいずれかを満たすこと。 ・事業実施後、1年以内に事業計画の内容に基づき、障害者 <sup>※1</sup> の雇用、もしくは外国人技能実習生等を新たに受け入れること。 ・事業実施後、1年以内に、県内の福祉事務所 <sup>※2</sup> への作業委託契約による障害者就労を行うこと。 ※1 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所有者等 ※2 就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業を実施する事業所で宮城県又は仙台市が指定した事業所	

別紙様式1 (第4第1項(1)関係)

〇〇年度 みやぎの農業・農村地域活力支援事業交付金事業計画

番 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

市町村長 印

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、みやぎの農業・農村地域活力支援事業交付金実施要領(令和2年7月3日施行)第4第1項の規定により、〇〇年度のみやぎの農業・農村地域活力支援事業交付金事業計画を提出します。

記

<地域政策>

①実施地域, 地区名: \_\_\_\_\_

②実施地域, 地区の事業該当根拠(〇〇法該当地区等): \_\_\_\_\_

③実施地域, 地区の概要: \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

④取組内容及びその取組により地域農業・農村の活性化に関して見込まれる効果:  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

⑤取組内容毎の事業費: 1. \_\_\_\_\_ : \_\_\_\_\_ 千円 ( \_\_\_\_\_ 千円)

2. \_\_\_\_\_ : \_\_\_\_\_ 千円 ( \_\_\_\_\_ 千円)

注: ⑤の事業費には, 取組毎に県及び市町村交付・補助額を含む全体事業費を記載し, ( ) 内には本事業による県交付額を内数で記載する。

別紙様式2（第4第1項（2）イ関係）

〇〇年度 みやぎの農業・農村地域活力支援事業交付金事業計画

年 月 日

市町村長 殿

住 所  
氏名（又は団体名及び代表者名） 印

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、みやぎの農業・農村地域活力支援事業交付金実施要領（令和2年7月3日施行）第4第1項の規定により、別添のとおり、〇〇年度のみやぎの農業・農村地域活力支援事業交付金事業計画を提出します。

添付書類 （1）みやぎの農業・農村地域活力支援事業交付金事業計画書（別紙）  
（2）その他知事が必要と認める書類

注：事業計画書は、申請する事業タイプにより別紙1～3を用いること

別紙様式3（第4第1項（2）ハ関係）

〇〇年度 みやぎの農業・農村地域活力支援事業交付金事業計画

番 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

市町村長 印

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、みやぎの農業・農村地域活力支援事業交付金実施要領（令和2年7月3日施行）第4第1項の規定により、別添のとおり、〇〇年度のみやぎの農業・農村地域活力支援事業交付金事業計画を提出します。

- 添付書類 （1）みやぎの農業・農村地域活力支援事業交付金事業計画書（別紙）  
（2）その他知事が必要と認める書類

注：事業計画書は、申請する事業タイプにより別紙1～3を用いること

別紙様式4（第6第1項（1）及び第1項（2）イ関係）

〇〇年度 みやぎの農業・農村地域活力支援事業交付金事業実施状況報告書

年 月 日

宮城県知事 殿  
（又は市町村長）

市町村長  
（又は住所及び氏名）  
（又は住所及び団体名及び代表者名） 印

〇〇年度みやぎの農業・農村地域活力支援事業交付金による事業を下記のとおり実施したので、みやぎの農業・農村地域活力支援事業交付金実施要領（令和2年7月3日施行）第6第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の内容及び数量

事業内容	数量	備考

## 2 事業費

区分 (事業タイプ)	事業の内容	事業費 (A+B+C+D)	負担区分				備考
			県交付金		市町村費 (C)	その他 (D)	
			国費(A)	県費(B)			
		円	円	円	円	円	
小計							
消費税							
合計							

## 3 添付書類

- (1) 事業実績報告書
- (2) 導入した機械・設備等の写真，納品書，受領書，支払関係書類の写し等
- (3) その他知事が必要と認める書類

注：事業実績報告書は，申請する事業タイプにより別紙1～3を用いること

別紙様式5（第6第2項（3）関係）

〇〇年度 みやぎの農業・農村地域活力支援事業交付金事業実施状況報告書

番 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

市町村長 印

〇〇年度みやぎの農業・農村地域活力支援事業交付金による事業を下記のとおり実施したので、みやぎの農業・農村地域活力支援事業交付金実施要領（令和2年7月3日施行）第6第2項の規定により、関係書類を添えて報告します。

添付書類

- (1) 事業実施状況報告書（別紙様式4）
- (2) その他知事が必要と認める書類
  - ・市町村が実施した取組主体への履行調査（完了検査）復命書の写し
  - ・その他必要と認められる書類

注：事業実施状況報告書は、添付書類も併せて提出すること

別紙1（第4第1項（2）イ，第6第1項（2）イ関係）

令和 年度みやぎの農業・農村地域活力支援事業（中山間地域活力支援）  
事業計画書（事業実績報告書）

1 取組主体の概要

名称		代表者氏名	
所在地			
構成員数			
連絡先	担当者役職・氏名： 電話： FAX： E-mail：		

2 事業の目的等

(1) 実施地域，地区の事業該当根拠（取組主体の所在地が対象地区に該当する根拠）

(2) 現状及び課題（中山間地域として解決すべき課題等）

(3) 地域農業・農村の活性化の観点での取組主体の位置付け

(4) 事業の目的（本取組により地域農業・農村の活性化に関して見込まれる効果等）



3 施設・機械等の整備計画（実績）

実施年度	施設・機械名	規格及び能力※	設置場所	事業費	負担区分			備考
					県補助金	市町村費	その他 ( )	
計	—	—	—					—

※規格及び能力には、馬力、条数、棟数、面積等を記載すること。

4 施設等を整備する根拠等（規格及び能力が、地域農業・農村の活性化に関する取組に必要である理由）

5 添付書類

- (1) 法人の概要書（構成員、生産、販売、雇用、所有機械・施設等の概要）
- (2) 法人の定款
- (3) 直近3カ年の決算書
- (4) 機械施設のカタログ
- (5) 参考見積書
- (6) その他採択要件の確認に必要な書類

別紙2（第4第1項（2）イ，第6第1項（2）イ関係）

令和 年度みやぎの農業・農村地域活力支援事業（新農業人活躍支援）  
事業計画書（事業実績報告書）

1 取組主体の概要

名称		代表者氏名	
所在地			
構成員数			
連絡先	担当者役職・氏名： 電話： FAX： E-mail：		

2 事業の目的等

(1) 現状及び課題（直近の雇用状況等の採択条件を満たすことが明らかになるよう記載）

(2) 事業の目的（事業実施により，課題をどのように解決するか）

3 事業計画

(1) 経営品目（対象品目を含む）

(2) 事業計画

年度	経営面積 (a)	うち受益面積(A)	10aあたり 収量(B) (kg)	10aあたり 販売額(C) (円)	売上高 (A×B×C) (円)
		(a)			
補助事業年度 (目標) (令和 年度)					
補助事業年度の 翌年度 (令和 年度)					
2年後 (令和 年度)					
3年後 (令和 年度)					
事業実施により 期待される成果					

※受益面積は，事業により導入する機器等により受益する対象品目の作付面積を記入すること  
 ※10aあたりの収量，販売額については，対象品目部門に限り記入すること

4 施設・機械等の整備計画 (実績)

実施年度	施設・機械名	規格及び能力 ※	設置場所	事業費	負担区分			備考
					県補助金	市町村費	その他 ( )	
計	—	—	—					—

※規格及び能力には、馬力、条数、棟数、面積等を記載すること。

5 施設等を整備する根拠等 (規格及び能力が事業規模に応じたものである理由)

6 添付書類

- (1) 法人の概要書 (構成員、生産、販売、雇用、所有機械・施設等の概要)
- (2) 法人の定款
- (3) 直近3カ年の決算書
- (4) 機械施設のカタログ
- (5) 参考見積書
- (6) その他採択要件の確認に必要な書類

別紙3（第4第1項（2）イ，第6第1項（2）イ関係）

令和 年度みやぎの農業・農村地域活力支援事業（雇用創出環境整備支援）  
事業計画書（事業実績報告書）

1 取組主体の概要

名称		代表者氏名	
所在地			
構成員数			
連絡先	担当者役職・氏名： 電話： FAX： E-mail：		

2 事業の目的等

(1) 現状及び課題（障害者や外国人等の就労を目指す理由）

(2) 事業の目的（障害者や外国人等の就労が地域農業や経営に及ぼす効果等）

3 障害者や外国人等の就労計画

(1) 受け入れ体制の課題と対応策

(2) 就労計画

単位：人

	障害者や 外国人等の 合計	うち 障害者雇用	うち 作業委託に よる就労者	左記以外の 従業員数	
				正規	臨時
現状（年）				人	人
1年目（年）				人	人
2年目（年）				人	人
目標年（3年目） （年）				人	人

※ 臨時については、年間延べ人数

4 施設・機械等の整備計画（実績）

実施年度	施設・機械名	規格及び能力*	設置場所	事業費	負担区分			備考
					県補助金	市町村費	その他 ( )	
計	—	—	—					—

\*規格及び能力には、馬力、条数、棟数、面積等を記載すること。

5 施設等を整備する根拠等（規格及び能力が、障害者や外国人等の衛生・安全・作業性の確保等に必要である理由）

6 添付書類

- (1) 法人の概要書（構成員、生産、販売、雇用、所有機械・施設等の概要）
- (2) 法人の定款
- (3) 直近3カ年の決算書
- (4) 機械施設のカタログ
- (5) 参考見積書
- (6) その他採択要件の確認に必要な書類